

## 平成30年度 対馬市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成30年 8月24日(金) 午前10時00分から午前11時00分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (10人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	4番 畑島孝吉
6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘	8番 岡村高史
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (3人)

永留 静夫 糸瀬 安則 春田 新一

4. 欠席委員 (2人)

9番 太田 深雪 10番 阿比留 なみ恵

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 非農地証明書交付願について

議案第18号 農地の競売に対する買受適格証明願について

議案第19号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)

議案第20号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 庄 司 智 文

農業委員会事務局局長補佐 永 留 潤 也

農林水産部農林・しいたけ課課長補佐 志 賀 慶 二

中対馬振興部地域振興課係長 牧 山 隆 広

上対馬振興部地域振興課参事兼係長 國 分 茂 徳

## 7. 会議の概要

### 議 長

皆様、おはようございます。

総会のご案内を致しましたところ、お忙しい中、また、暑い中ご出席をいただきましてありがとうございます。お盆が過ぎ、少し心地よくなってきたかなーと思いましたが、台風19号、20号がまた暑さを連れてきました。お身体には気を付けてお過ごしいただきますようお願いいたします。また、暑い中での農地パトロールの実施を大変と存じますが、熱中症等に気を付けていただきますようお願いを致します。本日の総会は、第6回目の農業委員会総会になります。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今より、平成30年度、対馬市農業委員会第6回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は12名、本日の出席者は10名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

なお、農地利用最適化推進委員、3名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、7番、黒瀬勝弘委員、12番の松村英二委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

### 事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

番号1は共有地で、〇〇市〇〇の〇〇さん、〇〇市〇〇の〇〇さん、〇〇町〇〇の〇〇さん、〇〇市〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、田2筆、畑6筆を売買するものであります。なお、経営面積は8,434平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

### 議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして、地元委員の補足説明をお

願います。

(24番 推進委員挙手)

## 24番 糸瀬安則推進委員

議案15号につきましてご説明を致します。

去る8月の17日、午前9時より現地立会を申請人〇〇氏、並びに農業委員会庄司局長、及び事務局永留課長補佐と私4名で現地を調査いたしました。申請地は議案第15号で示していますとおり、5名の共有地であります。申請人は、申請人他本土に3名、〇〇〇〇に1名の持分を売買により所有権移転をするものでございます。また、3条許可後につきまして、本人のお話ではブルーベリーの植栽をする話を聞かされました。各委員のご判断をいただき許可決定下さいます様、お願い申し上げます私の説明と致します。なお、総面積は6,042㎡でございます。

## 議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第15号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。本案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の2ページをお開き願います。議案第16号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから、〇〇町〇〇の〇〇株式会社、代表取締役、〇〇さんに、〇〇町〇〇の畑1筆、面積は1,593平米を賃貸借して、駐車場用地に転用するものであります。位置図、配置図等を3ページから6ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから、〇〇町〇〇の〇〇さんに〇〇町〇〇の畑1筆、面積は1,890平米を賃貸借して、畜産施設用地に転用するものであります。位置図、配置図等を7ページから12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

## 28番 春田新一推進委員

皆様おはようございます。私の地元でございますので私の方から少し説明をさせていただきます。先程局長の方から説明がありました、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の〇〇について少し説明をさせていただきます。8月17日10時30分より、〇〇氏、それと事務局の上対馬振興部國分係長と私と3人で現地の調査を行いました。皆様方御存じのように非常に韓国の観光客が増大しております。その中で、観光バスの駐車場として、ここを貸してバスの駐車場にしたいというような意向でございます。3ページ、4ページ、5ページ、6ページを見ていただければ分かります様に、現況写真で分かります様に国道の382号線のすぐ横でございます。14、5年前までは少し畑作をされてたのかなとは思ってはおりますが、道路の改良が終わりまして畑を埋立てをしておられます。道路より少し上がった、上がるように埋めてある所でございます。その後は耕作はされておられません。バスの駐車場には道路に面しておりますので、いいところかなと思っただけで皆様方の、委員皆様方の許可申請についてご決定賜りますようお願い致します。以上でございます。

議 長

つづきまして、番号2について補足説明をお願い致します。

(22番 推進委員挙手)

## 22番 永留静夫推進委員

議案第16号の2について補足説明をさせていただきます。8月の20日10時頃、〇〇〇〇〇番地の〇〇の畑を課長補佐、それから庄司局長の3名で現地確認を行いました。当事者である〇〇氏から説明を受けながら状況を見せていただきました。参考資料にもございます様に以前ここは貸主が牛を飼っておられまして家が残っている状況の中です。そういう事で地域には、周囲には住宅もありませんし何ら問題は無いと思っておりますので、ましては新規就農者への後押しが出来ればという思いもありますので、どうぞ宜しく審議の程お願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

協議会にします。

総会に戻します。

質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につづきまして賛否を問います。

議案第16号の番号1につづきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、番号2につままして賛否を問います。

番号2につままして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号2は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第17号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。

今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の13ページをお開きください。議案第17号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇市〇〇の〇〇さんで、〇〇町〇〇〇〇番〇〇と、〇〇番〇〇の畑、計2筆、面積2,745平米でございます。位置図、写真等を14ページから17ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇〇〇番〇〇の畑、1筆、面積は84平米でございます。位置図、写真等を18ページから20ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2につままして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(7番 委員挙手)

## 7番 黒瀬勝弘委員

7番、黒瀬でございます。議案第17号番号1番についてご報告をいたします。

案件は、非農地証明書交付願いについての案件でございます。申請人、所在地、地目、面積はお手元の議案書13ページに記載のとおりでございます。調査は8月21日、午前9時20分より農林しいたけ課築城副参事とともに現地調査を行いました。申請地は、〇〇より徒歩で5、6分ほど、もと、〇〇、現在の〇〇付近であります。前回、第5回総会の折、第13号議案、農地法第3条の規定による申請でお願い致しました案件の場所に、それぞれ道路を挟んで隣接する土地でございます。申請地の周囲の状況でございますが、申請地〇〇番〇〇については、北側並びに東側は畑であり、現在耕作中であります。西側は公衆用道路、南側は山林であります。申請地〇〇番〇〇の状況であります。東側については畑で現在耕作中でございます。北側は山林、西側並びに南側は公衆用道路、並びに道路敷きの高い法面用地に面している状況でございます。隣地の詳細な内容については、議案書に添付されております地籍図をご覧いただきたいと思います。なお、本件の農地については、それぞれ平成26年に相続をされておりますが、申請人

は〇〇に住居をもち、相続後は農業をされておらず、農地としての荒廃化がひどく雑木並びに竹林が繁茂する山林化の現況であります。現在、隣地で耕作中の農業経営者に聞き取り調査を行いましたところ、どちらの農地も20数年前から耕作がなされておらないという事でありました。以上の内容により、申請地を非農地と判断しても問題ないものと現地調査の時点で感じたところでございます。委員各位のさらなるご審議をお願いし調査報告を終わります。

議 長

つづきまして、番号2について補足説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

## 28番 春田新一推進委員

ただ今議題になっております議案第17号非農地証明交付願いについて、2番目の〇〇町〇〇について、地元委員の説明を致します。8月17日10時から申請人の〇〇さんの婿さんの〇〇さんと事務局の上対馬振興部國分係長と私と3人で現地を調査いたしました。この18ページから20ページに記載をしております現況の写真を見てもらえば分かります様に、道路からすぐ下にある所でございます。平成元年頃から耕作放棄地となっておるという事でございます。そこにですね、現況を見てもらえばわかるんですが、下を道路の県道の下を側溝が通っておりまして、その面積の半分まではいかれませんがかなりの所まで側溝が入り込んでおって、農地として使い勝手の悪い、また、30年前から耕作をされてないというような状況でございます。あの、雑木とかは生い茂っておりませんが、その隣が宅地になっておりまして、そこが倉庫になっております。その駐車場等に今まで利用されていたのかなあという状況でございます。非常に難しいところではありますが委員皆様方のご審議をいただいて、交付願いについて決定をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につづきまして賛否を問います。

議案第17号の番号1につづきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は原案のとおり交付することに決定いたします。次に番号2につづきまして賛否を問います。番号2につづきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は、原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第18号「農地の競売に対する買受適格証明願いについて」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の21ページをお開き願います。議案第18号、「農地の競売に対する買受適格証明願いについて」でございます。

買受適格証明について説明を致します。差し押さえされた不動産の競売は、希望された方が自由に参加することができますが、地目が田や畑などの農地の競売に参加する場合は、入札に参加するにあたり、買受適格証明書を競売を行う実施者に呈示しなければなりません。このため、市内の農地の取得を目的として競売に参加される予定の方は、事前に農業委員会へ買受適格証明願を提出し、証明書の交付を受ける必要があります。なぜ、この証明書が必要であるかと言いますと、競売物件であっても落札後の権利移動に関しては、地目が農地である以上、農地法の適用を受け、農業委員会の審査を必要とするからであります。経営農地の面積が下限面積を満足し、購入農地の利用計画が明確である等、許可基準を満たしていると判断されれば、買受適格証明書を交付することになります。これらを踏まえまして、証明願の審査をお願い致します。

申請人は〇〇町〇〇の〇〇さん。耕作を目的とした申請でございます。畑が2筆、面積は401平米です。新たに農地を取得し、フキ、フキノトウ栽培を拡大したいという事でございます。申請人の経営面積は、8,434平米でございます。落札された場合は、後日、農地法第3条の許可申請をするという事になります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1について賛否を問います。

議案第18号の番号1につきまして、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第19号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の22ページをお開き願います。議案第19号、「平成30年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は18件で、内訳は、貸し手18人、借り手1人でございます。農地の内訳は、田が39筆、面積は52,237平米(うち再配分が1筆、面積546平米です)、畑が53筆、面積は27,731平米で、合計筆数92

筆、合計面積79,968平米でございます。なお、農用地利用集積計画表を別添資料1に添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

### 農林・しいたけ課 課長補佐

対馬市の農林しいたけ課の志賀と申します。よろしくお願い致します。私の方から別添資料1について説明させていただきます。1ページ目をお開き下さい。番号の1から6番までの〇〇町〇〇の6名の方から19筆、13,087平米を〇〇の方が借受けする予定です。7番目が〇〇地区の1戸、4筆、6,323平米、次の2ページ目から3ページ目8番までが〇〇、〇〇、〇〇地区で1戸、34筆、41,547平米で9番から4ページ目の17番までの9戸、34筆、18,465平米、〇〇地区です。最後18番が再設定で〇〇地区の1戸、1筆、546平米、合計の5地区で18戸から92筆の79,968平米を集積する予定としております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第19号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第20号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の24ページをお開き願います。

議案第20号、「平成30年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受ける者は7名でございます。農地の内訳は、議案第19号と同じで、田が39筆、面積は52,237平米(うち再配分が1筆、面積546平米)、畑が53筆、面積は27,731平米で、合計筆数92筆、合計面積79,968平米で

ございます。なお、農用地利用配分計画（案）を別添資料2に添付しておりますのでご参照ください。詳細につきましては、志賀補佐から説明を受けたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

電気を消させていただきます。

別添資料2につきまして説明させていただきます。1ページ目をお開き下さい。整理番号1、借り手が〇〇法人〇〇様です。対象農地につきましては1ページ目から2ページ目の方に記載されています。地図で、スライドで地図をお示しして下さるとおり、同じ記号で表示されてるヶ所が対象農地でございます。〇〇地区は出し手が6戸で、筆数が19筆、面積が13,087平米でございます。つづきまして、2ページ目をお開き下さい。2ページ目が〇〇さんで〇〇町〇〇地区でございます。水色で表示されてるところでございます。〇〇地区は出し手が1戸、筆数4筆、面積6,323平米でございます。3番目が3ページ目をお開き下さい。〇〇さんです。〇〇地区、〇〇地区と〇〇地区とでございます。表示は〇〇と〇〇地区を表示しております。出し手が1戸で、筆数29筆、面積36,804平米でございます。こちらが〇〇地区になります。〇〇地区が4ページの方に記載されております。5ページ目が整理番号4で〇〇様です。〇〇様が赤、〇〇さんが黄色で、〇〇さんが水色、〇〇さんが茶色で表示しております。ページ数は5ページから7ページまででございます。最後8ページ目が整理番号7で〇〇さんです。〇〇地区の1筆になります。出し手が1戸で筆数1筆、546平米でございます。これは、借り手が変わりました〇〇さんの方に再設定するものです。以上簡単ですが説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第20号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、「その他」の事項ですが何かございませんでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

私の方から農業委員の公募の結果を報告したいと思います。農業委員会委員2名の辞任に伴う定数の減により、平成30年7月13日から8月7日まで実施しました農業委員の推薦及び募集におきまして、2名の応募がありました。受付番号1番は〇〇さん、男性です。〇〇町〇〇在住で71歳です。経歴ですが、農業歴は50年で、平成10年に認定農業者になってあります。旧町時代は、〇〇も務めてありました。経営状況は、田が250㌦、畑が20㌦、アスパラが53㌦で、米、野菜、アスパラを栽培してあります。受付番号2番は〇〇さん、女性、〇〇町〇〇、〇〇の在住で67歳です。経歴ですが、長年、〇〇に勤務され、勤務の時より農業には従事され、平成18年退職後は農業に専念されており、農業歴は40年あまりという事でございます。経営状況は、田が256㌦、畑が20㌦、樹園地が10㌦で、米、野菜、みかん、もも等を栽培してあります。また、平成26年から28年まで〇〇を務められた経歴の方でもございます。

8月20日に月曜日ですが、農業委員候補者等評価委員会を開催し、委員皆様の全会一致により選出することに決定いたしましたので、市長に報告したところでございます。今後は、市長が2名の方を選任され、9月の議会で同意を図られることとなります。以上で報告を終わります。

## 議 長

他、何かございませんでしょうか。  
ご意見がないようにありますので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第6回総会を閉会と致します。  
お疲れさまでした。